10　誘導結合プラズマ質量分析法
（略）
11　誘導結合プラズマ発光分光分析法
（略）
12　溶出試験における試験溶液の調製法
別段の規定があるもののほか、次の表の第１欄に掲げる食品に接触して使用する器具又は容器包装はそれぞれ第２欄に掲げる溶媒を食品擬似溶媒として用い、所定の溶出条件で放置したものを試験溶液とする。

第１欄		第２欄
油脂及び脂肪性食品並びにクリーム		ヘプタン
酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳（以下この表において「酒類等」という。）		20％エタノール
油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品	４％酢酸
	上記以外の食品	水

メタクリル酸メチル
⑴　定性試験
試験溶液及びメタクリル酸メチル標準溶液をそれぞれ１μLずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とメタクリル酸メチル標準溶液のガスクロマトグラムのメタクリル酸メチルのピークの検出時間を比較する。
操作条件
カラム　内径0.32㎜、長さ30mのケイ酸ガラス製細管に、ジメチルポリシロキサンを５μmの厚さでコーティングしたものを用いる。
カラム温度　120℃で１分間保持した後、毎分５℃で昇温して170℃とする。
試験溶液注入口温度　200℃
検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。200℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。
キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。メタクリル酸メチルが約４～５分で流出する流速に調節する。
⑵　定量試験
⑴　定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とメタクリル酸メチル標準溶液のガスクロマトグラムのメタクリル酸メチルのピークの検出時間が一致するときは，次の試験を行う。
⑴　定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし，試験溶液中のメタクリル酸メチルのピーク面積を測定するとき，その面積は，メタクリル酸メチル標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。
13　誘導結合プラズマ質量分析法
（略）
14　誘導結合プラズマ発光分光分析法
（略）
15　溶出試験における試験溶液の調製法
特に定める場合以外は、次の方法により試験溶液を調製する。

（新設）